とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ規約

（趣旨）

第１条　徳島県の農林水産業及び関連産業の分野において、生産者、高等教育機関、ものづくり企業など多様なメンバーが共同して革新的な技術開発やビジネスモデルの構築などに参画し、ひいては県内産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的に「とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ」（以下「ＨＵＢ」という。）を設置する。

（事業）

第２条　ＨＵＢは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 現場課題の解決に向けた革新的な研究開発及び事業化（製造、流通・販売ほか）の推進に関する事業

(2) ＨＵＢに参画するメンバー同士の交流及び連携に関する事業

(3) ＨＵＢの取組に関する普及啓発事業

(4) 前各号に掲げるもののほか必要な事業

（組織）

第３条　ＨＵＢは、第１条に掲げる目的に賛同し、前条の事業活動に協力する意思があるメンバー（以下「ＨＵＢメンバー」という。）をもって組織する。

２　ＨＵＢは、前条各号の事業を円滑に行うため、「コアメンバー会議」（以下「会議」という。）を置く。また、会議は、前条第１号の事業を着実に推進させるため、プロジェクトを設定し、「プロジェクトチーム」（以下「チーム」という。）を編成する。

（ＨＵＢメンバー）

第４条　ＨＵＢメンバーは、次の各号を全て満たす者とする。

(1) ＨＵＢの事業を共同で実施する上で必要な資産（土地、施設、機械、人員のほか、知識、技術、経験、販路など、有形・無形を問わない）を有していること。

(2) 県税などの租税公課の未納がないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。また、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

２　ＨＵＢメンバーに登録しようとする者は、ＨＵＢ登録申込書（別紙様式１）に守秘に係る誓約書（別紙様式２）を添えて第５条第２項に規定する会長に提出し、承認を得るものとする。

３　ＨＵＢメンバーは、ＨＵＢ登録解除届（別紙様式３）を第５条第２項に規定する会長に提出し、任意に登録を解除することができる。

４　ＨＵＢメンバーの登録料は、無料とする。

５　ＨＵＢメンバーは、本規約を遵守し、ＨＵＢの事業実施に協力する義務を負う。

６　会議は、ＨＵＢメンバーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。

(1) 第１項を満たさなくなったとき。

(2) ＨＵＢの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他、登録を抹消すべき正当な事由があるとき。

（コアメンバー会議）

第５条　会議は、別表１のメンバーで構成する。

２　会議には会長を置き、会長は徳島県立農林水産総合技術支援センター所長をもって充てる。

３　会長は、会議を代表し、その会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

５　会議では、次の各号に掲げる事項について、協議・調整して運営する。

(1)現場課題に係る情報収集及びプロジェクトの設定

(2)チームメンバーのコーディネート

(3)チームの活動に対する支援

(4)プロジェクトの進捗確認及び評価

(5)プロジェクトの取組及び成果の広報

（プロジェクトチーム）

第６条　チームは、ＨＵＢのメンバーで構成する。

２　チームには、チーム内のメンバーの互選により選出した「チームリーダー」（以下「リーダー」という。）を置く。

３　リーダーは、チームを総括し、プロジェクトの進捗管理を行う。

４　リーダーに事故あるときは、リーダーがあらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

５　チームは、次の各号に掲げる取組について、協議・調整して推進する。

(1)プロジェクトの実施計画の作成及び実行

(2)プロジェクトに係る成果の取りまとめ及び会議への報告

（経費の支援）

第７条　徳島県は、会議の運営に要する経費及び会長が必要と認めるチームの活動に要する経費について、予算の範囲内で支援する。

（事務局）

第８条　ＨＵＢの事務局を、農林水産総合技術支援センターに置く。

２　事務局は、会議の運営に係る調整及び庶務等の業務のほか、ＨＵＢの円滑な運営に必要な事務を行う。

（事業年度）

第９条　ＨＵＢの事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（雑則）

第１０条　本規約に定めるもののほか、ＨＵＢの運営等に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和７年３月１１日から施行する。ただし、第７条の規定については、令和７年４月１日より適用する。別表１

　コアメンバー会議

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 構成機関 |  |
| 高等教育機関 | ・徳島大学・鳴門教育大学・四国大学・徳島文理大学・阿南工業高等専門学校・神山まるごと高等専門学校・徳島工業短期大学・徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校 | 松江事務室長林課長板谷地域連携ンタ |
| 農林水産関係団体 | ・全国農業協同組合連合会徳島県本部・徳島県農業法人協会・徳島県畜産協会・徳島県木材協同組合連合会・徳島県漁業協同組合連合会 | 田中次長窪専務役 |
| 商工関係団体 | ・とくしま産業振興機構・徳島県産業国際化支援機構 | 半田さん |
| 徳島県 | ・農林水産総合技術支援センター・工業技術センター | 尾形所長、林副所長、 |

別紙様式１

　令和　年　月　　日

　とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ

　コアメンバー会議会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（企業・団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者役職・氏名）

とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ　登録（変更）申込書

　とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ規約に同意し、登録（変更）を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 業種 | [] 　　　　　　　　　 |
| 住所 | 〒 |
| 担当者 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| E-mail |  |
| 電話番号 |  |

【注１】ご記入いただきました情報は、本事業のみに使用させていただきます。

【注２】業種欄は、[ ] 内のリストから選択してください

【注３】個人で登録を申し込まれるときは、企業・団体名、所属、役職欄は記載不要です。

【注４】登録内容の変更については、変更する情報を赤字で入力してください。

＜確認欄＞（□にチェックを入れてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| [ ]  | とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢの事業趣旨に賛同し、協力します。 |
| [ ]  | ＨＵＢの事業を共同で実施する上で必要な資産（土地、施設、機会、人員のほか、知識、技術、経験、販路など、有形・無形を問わない）を有しています。 |
| [ ]  | 県税などの租税公課の未納はありません。 |
| [ ]  | 反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との関わりはありません。 |
| [ ]  | その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反はありません。 |
| [ ]  | 申請書の企業・団体名を徳島県ＨＰで公表することに同意します。また、ＨＵＢメンバー間で、本申請内容を開示することに同意します。 |

別紙様式２

　令和　年　月　　日

　とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ

　コアメンバー会議会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（企業・団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者役職・氏名）

守　秘　に　係　る　誓　約　書

　私は、とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ（プロジェクトチームを含む）の活動の中で、他のメンバー又は事務局より秘密情報であることを通告され、知りえた情報や研究成果などについて、その秘密を守り、他に提供、漏えい等をしません。

　また、同様に私が有する秘密情報を他のメンバー又は事務局に提供する場合は、事前に秘密情報である旨、通告いたします。

別紙様式３

　令和　年　月　　日

　とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ

　コアメンバー会議会長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　（企業・団体名）

　　　　　　　　　　　　　　　（代表者役職・氏名）

とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢ　登録解除届出書

　とくしま農林水産業イノベーションＨＵＢの登録を解除したいので届け出ます

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 業種 | [] 　　　　　　　　　 |
| 住所 | 〒 |
| 担当者 | 所属 |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| E-mail |  |
| 電話番号 |  |